

# 凡 例

## I 第1部 市町の紹介

1 この要覧は、平成26年における県内の市町について、市町の沿革、あらまし、由来、行政組織、行政機構、人口・世帯数、土地利用、産業、観光、レクリエーション、主要課題、まちづくり事業、市町が出資している地方公社の設立状況、総合計画等について掲載したものである。

2 掲載事項についての出所、用語の意味等は、次のとおりである。

### (1) 市町名の右欄「地域指定」

市町が国、県から地域指定を受けているものについて、次表に掲げる略称により表記している。

地 域 指 定	略 称	地 域 指 定	略 称
離島振興対策実施地域	離 島	瀬戸内国際観光テーマ地域	瀬 国 観 テ
半島振興対策実施地域	半 島	国立公園	国 立 公 園
過疎地域	過 疎	国定公園	国 定 公 園
振興山村	山 振	県立自然公園	県 立 公 園
低開発地域工業開発地区	低 工	ふるさと市町村圏	ふ る さ と
農村地域工業等導入地域	農 工	地方拠点都市地域	拠 点 都 市
辺地地域	辺地(地域数)		
モデル定住圏	モ 定 住		
特定農山村	特 定 農		
農業振興地域	農 振		

### (2) 沿革、市町のあらまし、由来

市町からの報告に基づき掲載しているが、沿革については、全国市町村要覧の記載方法を参考に作成している。

### (3) 行政組織

- ① 原則として平成26年4月1日現在で記載している。ただし、異動等があった場合はできるかぎり、直近の状況を反映した。
- ② 職員数については、平成26年4月1日現在で記載している。

### (4) 行政機構

原則として平成26年4月1日現在で記載している。ただし、異動等があった場合はできるかぎり、直近の状況を反映した。

### (5) 人口・世帯数

- ① 昭和60年から平成22年までの国勢調査の人口・世帯数（調査年の10月1日現在の確定数値）及び平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口・世帯数を記載している。なお、住民基本台帳人口・世帯数は、平成24年7月9日以降、外国人住民を含んだ人口・世帯数である。

S. 60国調	昭和60年国勢調査（昭和60年10月1日現在）
H. 2国調	平成2年国勢調査（平成2年10月1日現在）
7国調	平成7年国勢調査（平成7年10月1日現在）
12国調	平成12年国勢調査（平成12年10月1日現在）
17国調	平成17年国勢調査（平成17年10月1日現在）
22国調	平成22年国勢調査（平成22年10月1日現在）

- ② 年齢構成については、平成22年国勢調査による。
- ③ 選挙人名簿登録者数については、平成26年9月2日現在における市町からの定時登録者数報告数値を掲載している。

#### (6) 土地利用

- ① 総面積（平成25年10月1日現在）  
国土交通省国土地理院発行の「全国都道府市区町村別面積調」による。
- ② 林野面積（平成22年）  
農林水産省「2010年農林業センサス」による。
- ③ 林野率（平成22年）  
 $\text{林野面積} \div \text{国土面積}$
- ④ 経営耕地面積（平成22年）  
「2010年農林業センサス」による。
- ⑤ 宅地化率（平成25年）  
 $\text{宅地面積} \div \text{民有地面積}$   
宅地面積及び民有地面積は、愛媛県市町振興課「固定資産概要調書」による。

#### (7) 産業

- ① 産業構造  
総生産額は、「平成23年度愛媛県市町民所得統計」による。  
市町総生産額及び構成比の計は、税金や調査による加算、控除額が含まれるため、第1次産業から第3次産業までの合計とは一致しない。  
就業人口については、平成22年国勢調査による。  
就業人口の計の欄には、分類不能の人数を含むため、第1次産業から第3次産業までの合計とは一致しない。構成比についても、それぞれ小数点第2位で単純に四捨五入しているため、その合計は必ずしも100%にはならない。
- ② 主要製造業（平成24年）  
愛媛県統計課編集の「平成24年工業統計調査結果報告書」による。  
なお、主要製造業の品目欄の名称は、次表のとおりである。

産 業 分 類	略 称	産 業 分 類	略 称
食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業 木材・木製品製造業 (家具・装備品を除く) パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業	食 料 飲料・たばこ 繊 維 木 材 パ ル プ 印 刷 化 学	プラスチック製品製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 生産用機械器具製造業 輸送用機械器具製造業	プラスチック 窯業・土石 鉄 鋼 非 鉄 金 属 生産用機械 輸送用機械

③ 一人当たり分配所得（平成23年度）

「平成23年度愛媛県市町民所得統計」による。

※ 愛媛県市町民所得統計については、愛媛県のホームページの「統計BOX」に掲出している。

④ 平成25年度の主な建設事業及び今後の主な建設事業

平成26年4月1日現在での市町からの報告による。

(8) 観光・レクリエーション、名物・特産品、主な公共施設、主要課題、まちづくり事業

平成26年4月1日現在での市町からの報告による。

(9) 市町が出資している地方公社の設立状況

地方公社とは、公社、協会、基金、株式会社等その名称のいかんを問わず、民法及び商法等に基づく法人であって、一の地方公共団体が資本金の1/4以上を出資している法人並びに特別法に基づく土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社をいう。

平成26年4月1日現在の設立状況を掲載している。

表中、「形態」欄には、地方公社の法人形態を次の略称を用いて記載している。

一般財団法人 …… (一財)      公益財団法人 …… (公財)

株式会社 …… (株)              有限会社 …… (有)

社団法人 …… (社)

土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社 …… (特)

(10) 総合計画

平成26年4月1日現在、地方自治法第2条第4項の規定に基づく市町の基本構想の策定状況について記載している。

## Ⅱ 第2部 資料編

※特にことわりのない場合は、平成26年4月1日を基準日としている。

- 1 第2部 資料編は、市町村の変遷、概況、組織・機構、財政、公共施設、事務の共同処理等、選挙、地域振興にわたる市町のさまざまなデータを一覧にまとめ、これに愛媛県のあらまし及び関係団体を合わせて掲載したものである。
- 2 各項目における資料の出所、用語の意味等は、次のとおりである。
  - (1) 市町村の変遷
    - (1)市町村の推移は、昭和22年の地方自治法施行後の市町村数の推移を、(2)市町村の変遷一覧は、市制・町村制施行後の合併等の経過をまとめたものである。
  - (2) 概況
    - ① 面積・人口・世帯数・産業別人口比等  
第1部 市町の紹介で掲載の項目のほか、人口密度、産業別人口比率を加えて一覧にまとめたものである。
    - ② 市町長・議長等の名簿  
平成26年12月1日現在の市町長、副市町長、議長、副議長の一覧表である。
  - (3) 組織・機構
    - ① 議会の組織等の状況  
平成26年11月1日現在の市町議会議員の定数、現員、任期満了日及び常任委員会を市町からの報告に基づき掲載している。
    - ② 部門別職員数  
平成26年4月1日現在の職員数を「平成26年地方公共団体定員管理調査」に基づき一覧表にまとめたものである。（総務省公表前の未確定値である。）
    - ③ 一般行政部門職員数内訳
      - ②部門別職員数一覧表のうち一般行政部門の内訳を掲載した。  
平成26年4月1日現在の職員数（定員管理調査数値）である。
    - ④ 職員平均給料月額等  
市町の一般行政職及び技能労務職の職員給料月額等を「平成26年地方公務員給与実態調査（平成26年4月1日現在）」に基づき一覧表にまとめたものである。（総務省公表前の未確定値である。）
    - ⑤ 電子自治体へ向けた計画の策定等・庁内LANの整備状況  
平成25年4月1日現在の各市町における電子自治体の推進状況及び庁内LANの状況を総務省統計調査である「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」に基づき一覧表にまとめたものである。
  - (4) 財政
    - ① (1)決算収支の状況、(2)歳入の状況、(3)目的別歳出の状況、(4)性質別歳出の状況、(6)市町村税徴収状況、(7)指数・指標等は、総務省統計調査である「平成25年度地方財政状況調査」の数値を一覧表にまとめたものである。

- ② (5)市町村税税率は、平成25年4月1日現在の税率を「平成25年度市町村税の税率等に関する調」に基づき一覧表にまとめたものである。
  - ③ (8)地方公営企業の経営状況は、総務省統計調査である「平成25年度地方公営企業決算状況調査」(平成26年3月31日現在)に基づき作成したものである。
- (5) 公共施設
- 総務省統計調査である「平成24年度市町村公共施設状況調査」に基づき作成したものである。
- (6) 事務の共同処理等
- ① (1)一部事務組合の表中、職員数の欄は平成26年地方公共団体定員管理調査に基づき平成26年4月1日現在の職員数を記載している。
  - ② (5)土地開発公社については平成26年9月30日現在で記載している。
- (7) 選挙
- ① 選挙人名簿登録者数(定時登録)は、平成26年9月2日現在で市町からの報告をとりまとめたものである。
  - ② 平成26年度中の市町選挙の日程は、平成26年度中に市町長又は議会議員の任期が満了する市町を一覧表にまとめたものである。
- (8) 地域振興
- (1)市町のキャッチフレーズ、まちづくりのキャッチフレーズ、(2)姉妹都市一覧、(3)市町の花・木・鳥・憲章、(4)総合計画策定状況
- 平成26年4月1日現在での市町からの報告による。
- 「第1部 市町の紹介」において掲載した項目についてそれぞれ一覧表にまとめた。
- (9) 愛媛県のあらまし
- 愛媛県統計協会発行の「愛媛のすがた '14」「統計からみた愛媛県の地位」に基づき作成したものである。
- (10) 関係団体
- 原則として平成26年4月1日現在の関係団体の事務所所在地、電話、ファックス番号等について掲載している。

#### 4 財政

##### (7) 指数・指標等 財政用語一覧

実質収支	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を見るもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越、繰越明許費繰越等の財源を控除した額。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。
単年度収支	実質収支は、前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。
実質単年度収支	単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上げ償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を引いた額。
財政調整基金	予期せぬ収税減や災害等による支出の増加に伴う、年度間の財源の不均衡を調整する為の積立金。
債務負担行為現在高	債務負担行為の累計。債務負担行為とは、数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。
標準財政規模	標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等（地方税法に定める法定普通税を、標準税率を持って、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう）に普通交付税を加算した額。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断する為の指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているか見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す。
経常一般財源比率	経常一般財源の標準財政規模に対する割合を示す指標。
実質収支比率	実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。
実質赤字比率	当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。
連結実質赤字比率	当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額に対する比率。なお、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、起債にあたり許可が必要となる。
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額に対する比率。